（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

8　法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

9　法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

10　［略］

19　法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～7　同上］

［新設］

8　法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

9～17　［同上］

18　［同上］

一　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六～十三　［略］

20～27　［略］

28　法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に係る事実についての審査

［二～七　略］

29～31　［略］

32　法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

33　法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

34　法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三条第三十項第八号、第四条第三十三項第三号及び第五条第二十九項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九

［新設］

［二～九　同上］

19～26　［同上］

27　［同上］

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に係る事実についての審査

［二～七　同上］

28～30　［同上］

［新設］

31　法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

32　法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三条第二十七項第八号、第四条第二十九項第三号及び第五条第二十六項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九